

株式会社シー・アイ・シーの現況等について

平成 18 年 5 月 25 日

株式会社シー・アイ・シー

株式会社シー・アイ・シーの現況等

1. 会社概要

(1) 設立経緯

昭和58年7月 通商産業省(現:経済産業省)の「消費者信用産業懇談会」が販売信用分野における信用情報機関の整備統合を提言

同 11月 (社)日本割賦協会(現:日本クレジット産業協会)、(株)日本信用情報センターに(社)全国信販協会を加えた三者により、個人信用情報機関の一本化を進めることで合意

昭和59年9月 クレジット会社等の共同出資により(株)信用情報センター(現:シー・アイ・シー設立)

(2) 資本金:5億円

(3) 株主:主要なクレジット会社等42社

(4) 事業所

本社(東京都新宿区)

支店(札幌市、仙台市、東京都新宿区、静岡市、名古屋市、金沢市、大阪市、岡山市、広島市、高松市、福岡市)

システムセンター(東京都渋谷区)

バックアップセンター(神戸市)

(5) 関連会社:(株)シー・アイ・シーシステムズ(100%出資子会社)

2. 事業概要

(1) 加盟会員数・・・747社(平成18年4月末現在)

(2) 加盟会員の業種内訳:

信販会社(22%) 百貨店・量販店・系列クレジット会社(10%)

家電系クレジット会社(1%) 自動車系クレジット会社(2%)

銀行系クレジットカード会社(23%) リース会社(6%)

消費者金融・農協等の金融会社(11%) 保証・保険・住宅ローン会社(17%)

その他(8%)

【参考】CIC加盟資格要件

- ① 法人格を有し、国内に事業所があり、実施事業の体制が明確かつ適正であること。
- ② クレジット取引(注)を業務としていること。
- ③ 割賦販売法、個人情報保護法および同法に基づく経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン等の関係ガイドライン、その他関係する法令および通達が遵守できること。
- ④ 業界自主規制(自主ルール)を遵守し「コンプライアンス・プログラム」を策定していること。
- ⑤ 原則として社団法人日本クレジット産業協会および認定個人情報保護団体クレジット個人情報保護推進協議会に入会していること。
- ⑥ クレジット業界の認定制度である「個人情報取扱主任者」を設置していること。
- ⑦ CICと競合する個人信用情報に関する業務を、営利目的で行っていないこと。
- ⑧ CICの業務運営規則および業務運営細則等が履行できること。

(注) 当社業務運営規則で定めている「クレジット取引」の内容は以下のとおり

- | | |
|-------------|------------|
| イ. 割賦販売 | ロ. 割賦購入斡旋 |
| ハ. クレジットカード | ニ. ローン提携販売 |
| ホ. 提携ローン | ヘ. 消費者ローン |
| ト. 住宅ローン | チ. 保証 |
| リ. リース | |

(3) 個人信用情報の登録状況

登録件数：4億4,197万件（平成18年4月末現在）

[登録情報の内訳]

成約情報(契約して延滞等が発生していない情報)	3億9,900万件
異動情報(3ヶ月以上の連続延滞が発生した情報)	777万件
申込情報(申込みにより機関に照会した記録)	3,043万件
参考情報(破産宣告等官報掲載情報)	477万件

※登録情報を人数に換算すると約7,350万人分に相当。

[登録情報の取引内容]

- 自社割賦・割賦購入あっせん契約に係る信用情報
- クレジットカード契約(ショッピング・キャッシング)に係る信用情報
- 無保証融資契約(カードローン等)に係る信用情報
- 保証付融資に係る信用情報
- 住宅ローン契約に係る信用情報
- 金消契約の保証契約に係る信用情報
- リース契約に係る信用情報

(4) 照会状況

照会件数：1億5,261万件(平成17年度実績) ※月平均1,271万件

照会手段：オンライン照会(CPU接続、端末機接続)

オフライン照会(MT・CMT・MO)

該当率：97.5%(平成18年4月実績)

なお、CICへの登録と照会に当たってはクレジット申込時に顧客から書面等により個人信用情報機関への利用と提供についての同意取得を会員に義務付けている。

3. 多重債務防止に向けた取組み

(1) 全件照会の義務付け

当社業務運営規則において、会員は適正な与信判断を行うためにクレジット取引の申込を受けた場合、CICに全て照会をしなければならないことを定め、モニタリングにより監視している。なお全件照会の義務付けによる会員負担の軽減を図るため、照会料金の低減化に努めている。

(2) 全件登録の義務付け

当社業務運営規則において、会員はクレジット取引に係る全ての契約情報を登録しなければならないことを定めている。

これについても、モニタリングを定期的実施することにより、実効性を確保している。

(3) 登録情報の履歴化

当社では、適正な与信判断に資するためデータ内容として残高等の現時点の最新情報に加え、過去2年間の支払状況を履歴化した情報を取り入れている。これにより会員は、消費者のクレジットヒストリーを詳細に確認することができる。

《参考》当社データの主な内容

シヨウシイ 信用 信一 トウキョウト シンジュク シヨウチヨウ 123 東京都新宿区信用町123	男 S501010 TL 03-3348- 地123 160-0000	当月から遡って24ヶ月間(表中の0123・・・の表示は当月、1ヶ月前、2ヶ月前を示す)の状況を示している 「A」・・・顧客の事情により入金されていない(未入金) 「\$」・・・請求額通り入金されている(正常入金) 「-」・・・当月の請求もなく入金もない
勤務先(カシーアイシー)	勤務先電話番号:03-3348-0626	
本人データ		
①契約年月日	H150620	②契約額 1200千円
③契約内容	無保証融資	④商品名 キンゾク
⑤支払回数	24回	⑥契約終了予定日 H170720
⑥報告日	H160710	⑦残高 700千円
⑧請求額	150千円	⑨入金額 0千円
⑩過去の入金履歴	012345678901234567890123 AAA\$\$\$\$\$\$\$\$-	
⑪情報発生日	H160410	⑫情報種別 異動

(4) 商品情報の活用

多重債務の原因ともなる次々販売や買いまわりを防止等する観点から、データ項目に商品情報(商品・サービス名)を設け、そのような状況が把握できるようにしている。

なお、経産省 産業構造審議会 割賦販売分科会 基本問題小委員会が今般(3月23日)取りまとめた報告書で、適正与信の観点から商品情報の区分の適正化、登録の必須化など一層の活用を図るよう提言がなされたことを受け、5月よりこれらの対応についても実施している。

(5) 情報交流

昭和62年より、全国銀行個人信用情報センターおよび全国信用情報センター連合会傘下の33センターと、異動情報(延滞情報)に限定した信用情報の相互交流(CRIN)を行なっている。

4. 個人信用情報の安全管理・セキュリティ対策

(1) 経緯等

信用情報の安全管理は、情報機関の重大な責務であり、これまで自主的な取り組みとして次のような対応を進めてきた。

- ・ 個人情報保護に関する通産省ガイドラインに基づく体制整備(平成8年)
 - － 当社はもとより、会員に対しても安全管理規程の策定・体制の整備を義務付け、信用情報の取り扱いに関する安全性を高めた。
- ・ 業界自主ルールの制定と遵守(平成13年～)
 - － 関係業界団体と共同で、当社(信用情報機関)および会員(与信業者)が遵守すべき自主ルール(上記の安全管理事項の強化策を含めた個人信用情報の保護と利用に関する全般的なルール)を定めるとともに、遵守状況の監視等を行なう第三者機関を設置して、ルール遵守に努めた。
なお、自主ルールの運用は、現在、クレジット業界が設置した「認定個人情報保護団体クレジット個人情報保護推進協議会」に引き継がれている。
- ・ 第三者による監査・評価の活用による安全性の維持・向上
 - － 品質マネジメントシステム(ISO9001/平成13年～)、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS/平成14年～)を導入し、取り扱い業務の継続的な改善を図っている。

(2) 現状

個人情報の保護に関する法令および行政ガイドライン並びに上記の業界自主ルールに基づき、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を講ずるとともに、会員の利用状況等をモニタリングして、個人信用情報の安全性を確保している。

また、定期的に内部監査および外部監査(上記のISMS等認証制度に基づく外部監査やセキュリティ監査、業務監査など)を実施し、各安全管理措置およびモニタリング活動の有効性、適切性の保持に努めている。

5. 今後の取り組み等

先の産構審 基本問題小委員会が取りまとめた報告書（「個人情報情報機関の利用と情報保護に係る環境整備について」）において指摘・要請された以下の事項に的確に対応する。

- 1) 社内の安全管理強化
- 2) 会員管理の強化
 - 入会時審査、加盟後の基準継続確認の強化および個人情報保護法の施行に伴い入会基準を改定した場合の再審査
 - 定常業務としてのモニタリングの実施
 - 罰則の厳格な運用
- 3) 透明性の確保
 - 安全管理、会員管理の状況、監査の内容、結果について行政への報告および一般への公表
 - 情報漏えいや目的外利用発生時の行政への報告および被害にあった個人への通知等
- 4) 有効利用の推進
 - 商品情報の区分の見直し、登録の必須化等
- 5) 個人情報に関する消費者啓発の促進
- 6) 消費者のトータルの債務状況把握に資する環境の整備

以上

当社登録情報の状況について

1. 各種実績数値の集計方法について（数値の前提）

- ・ 人数は、“氏名・生年月日・電話番号”が一致したデータを同一人のものとして名寄せ処理をした結果に基づいております。

2. 登録情報の状況

①保有データ量(件数・人数)

全保有データ量	4 億 4,197 万件	7,446 万人
うち無担保・無保証貸付に係るデータ (カードキャッシング・カードローン・証書貸付等)	1 億 2,367 万件	4,937 万人

②登録されている残高(金額・件数・人)

全保有データにおける残高合計	30 兆 8,902 億円	7,810 万件	2,966 万人
うち無担保・無保証貸付データの残高合計	8 兆 1,442 億円	2,157 万件	846 万人

【上記②の内訳】

契約内容	登録残高	件数
クレジットカード	70,007 億円	4,870 万件
うちキャッシング	41,761 億円	1,391 万件
個品	57,775 億円	1,378 万件
リース	7,071 億円	98 万件
無保証融資	39,681 億円	766 万件
保証付融資	18,403 億円	184 万件
住宅ローン	114,682 億円	95 万件
その他	1,283 億円	419 万件

この他、保証会社から登録されている保証残高の総額は 242,355 億円となっている。

③保有データの内完済した情報

完済した情報の件数	1 億 1,759 万件
うち無担保・無保証貸付データの完済した情報の件数	5,299 万件

④1人当たりの残高有りの件数と1契約あたりの残高金額

1人当たりの残高有データの登録件数		1.73件
1契約あたりの残高金額		39万5千円
無担保貸付データに特定した場合の1人あたりの登録件数		2.5件
無担保貸付データの 1契約あたりの 残高金額	カードキャッシング	30万6千円
	カードローン・証書貸付等 *	51万7千円

* 証書貸付は、高額の目的ローンを含む平均。

⑤異動情報の件数・人数

異動情報の登録件数・人数	777万件	201万人
うち無担保・無保証貸付データに特定した場合の異動登録件数・人数	137万件	54万人

以上